

都市計画道路大宮岩槻線（大和田工区）事業認可に関する説明会 議事要旨

1. 開催日時 令和4年3月23日（水） 午後7時～午後8時
 令和4年3月25日（金） 午後7時～午後8時
2. 開催場所 さいたま市立大宮東公民館 2階 レクリエーションホール
3. 配布資料
 - ①次第
 - ②説明会資料
 - ③用地補償のあらまし
4. 次第
 - ① 開会
 - ② あいさつ
 - ③ 職員紹介
 - ④ 事業認可説明
 - （1）事業概要について
 - （2）事業認可について
 - （3）用地補償について
 - ⑤ 質疑応答
 - ⑥ 閉会

5 摘要

【用地補償について】

Q. 個別説明の時期はいつ頃となりますか。

A. 今後、個別丈量図を各土地の権利者にお渡しすることとなりますが、その際に事業への協力のご意向を確認いたします。

その後、ご意向に沿って、各権利者に説明に伺い、時期を調整しながら用地取得の作業を進めることとなります。

※個別丈量図：お持ちの土地ごとの用地取得の面積を示した図面

Q. 土地を更地の状態にして市に引き渡すと伺いましたが、更地にする際の建物の解体費用や廃材の処分費用はどのようになりますか。

A. 物件調査により、建物等の撤去が必要となった場合、建物の解体費用や廃材の処分費用を含めて補償費用を支払うこととなります。

Q. 残地は買い取ってくれますか。

A. 基本的に残地の買い取りは行いません。

事業用地を買収されることで残地の価値が減少する場合、金銭補償の対象となることはあります。

また、一例として、裏の土地の権利者が残地の取得を希望する場合、市が間に入ることで残地を取得する場合がありますが、土地ごとに残地の状況が異なるため、個別での対応となります。

——以上——